

平成23年第3回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成23年9月2日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	平成23年9月14日 午前10時04分			議 長 太 田 重 喜	
	散会	平成23年9月14日 午前10時40分			議 長 太 田 重 喜	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	辻 浩 一	出	10番	副 島 孝 裕	出
	2番	山 口 忠 孝	出	11番	田 中 政 司	出
	3番	田 中 平 一 郎	出	12番	織 田 菊 男	出
	4番	山 下 芳 郎	出	13番	神 近 勝 彦	出
	5番	山 口 政 人	出	14番	田 口 好 秋	出
	6番	小 田 寛 之	出	15番	西 村 信 夫	出
	7番	大 島 恒 典	出	16番	平 野 昭 義	出
	8番	梶 原 睦 也	出	17番	山 口 要	出
	9番	園 田 浩 之	出	18番	太 田 重 喜	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太郎	福祉課長	徳永 賢治
	副市長	中島 庸二	健康づくり課長	西田 茂
	教育長	杉崎 士郎	農林課長	中島 憲郎
	総務部長	中島 直宏	学校教育課長	神近 博彦
	企画部長	坂本 健二	収納課長	永江 邦弘
	健康福祉部長	江口 常雄	税務課長	
	産業振興部長	一ノ瀬 真	観光商工課長	三根 清和
	建設部長	松尾 龍則	健康福祉課長	
	教育部長 教育総務課長兼務	中島 文二郎	茶業振興課長	
	会計管理者	田中 明	建設・新幹線課長	中尾 嘉伸
	総務課長	小野 彰一	環境下水道課長	
	財政課長	筒井 保	水道課長	山口 健一郎
	市民課長	宮崎 繁利	農業委員会事務局長	
	企画企業誘致課長	井上 嘉徳		
地域づくり・結婚支援課長	山口 久義			
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	片山 義郎		

平成23年第3回嬉野市議会定例会議事日程

平成23年9月14日（水）

本会議第6日目

午前10時 開議

- 日程第1 討論・採決
- 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（嬉野市職員定数条例の一部を改正する条例（平成23年嬉野市条例第17号））
 - 議案第44号 嬉野市職員定数条例の一部改正について
 - 議案第45号 嬉野市税条例等の一部改正について
 - 議案第46号 嬉野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
 - 議案第47号 嬉野市水道事業給水条例の一部改正について
 - 議案第63号 市道路線の廃止について
 - 議案第64号 市道路線の認定について
 - 議案第49号 平成23年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）
 - 議案第50号 平成23年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
 - 議案第51号 平成23年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）
 - 議案第52号 平成23年度嬉野市水道事業会計補正予算（第1号）
 - 議案第65号 建設工事請負契約の締結について
 - 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
 - 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
 - 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第2 発議第6号 嬉野市議会基本条例の一部改正について
- 日程第3 発議第7号 円高・デフレを克服する経済対策を求める意見書について
- 日程第4 委員長報告
- 追加日程第1 発議第8号 地方財政の充実・強化を求める意見書について
- 追加日程第2 発議第9号 公共輸送機関の存続へ向け、JR九州等に係る経営支援策等に関する意見書について

午前10時4分 開議

○議長（太田重喜君）

皆さんおはようございます。本日は全員出席であります。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。

議事に入る前に、一昨日の平野昭義議員の質問に対する答弁について、農林課長より答弁の訂正の申し出がありましたので、これを許可いたします。農林課長。

○農林課長（中島憲郎君）

議長のお許しをいただきましたので、今議会、日程第11日目の議案第49号 平成23年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）の議案質疑の中で、平野議員よりの御質問で、広川原キャンプ場の平成22年度利用者数のお尋ねに対しまして、2,077人と答弁をいたしました。しかし、その答弁に誤りがありましたので、正しくは2,477人であり、訂正をいたします。

また、このことに関連しましてですが、今議会に提出しております議案第53号 平成22年度嬉野市一般会計歳入歳出決算認定についての資料で、平成22年度主要な施策の成果説明の142ページ、広川原キャンプ場整備事業、お手元に配付しております資料でございますが、それと差しかえをお願いいたします。

この訂正の理由につきましては、平成22年の4月から8月までの中間の利用状況を把握するために、一昨年度集約をしていた分を、8月末日までに予約された分を含めますけれども、概算の数字を今回誤って決算の資料に入力をしてしまったということでございます。

今後このようなことがないように実務に当たりたいと思っております。大変申しわけございませんでした。

○議長（太田重喜君）

日程第1. 討論、採決を行います。

議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（嬉野市職員定数条例の一部改正する条例（平成23年嬉野市条例第17号））について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第43号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（嬉野市職員定数条例の一部を改正する条例（平成23年嬉野市条例第17号））は可決されました。

次に、議案第44号 嬉野市職員定数条例の一部改正について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第44号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第44号 嬉野市職員定数条例の一部改正については可決されました。

次に、議案第45号 嬉野市税条例等の一部改正について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第45号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第45号 嬉野市税条例等の一部改正については可決されました。

次に、議案第46号 嬉野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第46号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第46号 嬉野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については可決されました。

次に、議案第47号 嬉野市水道事業給水条例の一部改正について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第47号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第47号 嬉野市水道事業給水条例の一部改正については可決されました。

次に、議案第63号 市道路線の廃止について討論を行います。
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第63号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第63号 市道路線の廃止については可決されました。

次に、議案第64号 市道路線の認定について、討論を行います。
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第64号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第64号 市道路線の認定については可決されました。

次に、議案第49号 平成23年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第49号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

賛成多数であります。したがって、議案第49号 平成23年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）は可決されました。

次に、議案第50号 平成23年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第50号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第50号 平成23年度嬉野市国民健康保険特別会計
補正予算（第2号）は可決されました。

次に、議案第51号 平成23年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）について
討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第51号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第51号 平成23年度嬉野市農業集落排水特別会計
補正予算（第1号）は可決されました。

次に、議案第52号 嬉野市水道事業会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第52号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第52号 嬉野市水道事業会計補正予算（第1号）
は可決されました。

次に、議案第65号 建設工事請負契約の締結について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第65号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第65号 建設工事請負契約の締結については可決されました。

次に、議案諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

諮問第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については適任と認め答申することに決定いたしました。

次に、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

諮問第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については適任と認め答申することに決定いたしました。

次に、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

諮問第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦については適任と認め答申することに設定いたしました。

日程第2. 発議第6号 嬉野市議会基本条例の一部改正についてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

提出者、議会運営委員長神近勝彦議員。

○議会運営委員長（神近勝彦君）

皆さんおはようございます。

発議第6号

嬉野市議会基本条例の一部改正について

このことにつきまして、別紙のとおり地方自治法第109条の2第5項で準用する同法第109条第8項及び嬉野市議会会議規則第13条第2項の規定により提出をいたします。

平成23年9月14日提出

嬉野市議会

議長 太田重喜様

提出者 議会運営委員会

委員長 神近勝彦

理由 嬉野市議会基本条例の充実のため

内容を御説明申し上げます。

最後のページのほうに、嬉野市議会基本条例の一部を改正する条例新旧対照表というものをつけておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

右手のほうに現行、左手のほうに改正案というふうに載せております。この中で、第4条の第4項並びに第11条の第1項、第2項、第3項、そして第4項、第12条第1項並びに第2項、第21条第1項、第2項、第3項につきまして文言の一部を改正するものでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

これで提案理由の説明を終わります。

それでは、発議第6号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。発議第6号は委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第6号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから発議第6号 嬉野市議会基本条例の一部改正について討論を行います。
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

発議第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、発議第6号 嬉野市議会基本条例の一部改正については可決されました。

日程第3. 発議第7号 円高・デフレを克服する経済対策を求める意見書についてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

提出者、大島恒典議員。

○7番（大島恒典君）

皆さんおはようございます。

発議第7号

円高・デフレを克服する経済対策を求める意見書について

このことにつきまして、別紙のとおり地方自治法第112条及び嬉野市議会会議規則第13条第1項の規定により提出する。

平成23年9月14日提出

嬉野市議会

議長 太田重喜様

提出者 嬉野市議会議員
大島恒典

賛成者 嬉野市議会議員
田中政司

賛成者 嬉野市議会議員

園田浩之
賛成者 嬉野市議会議員
織田菊男

理由 日本経済全体の景気回復のため抜本的な円高・デフレ対策が必要なため。

意見書の内容を朗読いたします。

円高・デフレを克服する経済対策を求める意見書（案）

欧州での経済危機や、米国の国債格下げなどを原因に円高が歴史的な水準で進行している。日本経済は、円高・デフレ傾向が長期化し、東日本大震災による経済情勢の悪化も懸念されている。

しかしながら、政府は二度にわたる補正予算を編成しながら、本格的な復旧・復興につながる大規模な予算編成と云えず、景気回復に向けた好材料とはならないものだった。

さらに、電力需給の逼迫が長期化し、円高傾向も続くことになれば、企業が海外に生産拠点を移すことは明白であり、雇用・産業の空洞化が進行することとなるが、これまで政府は具体策を示すことなく、産業界に任せきりと言わざるを得ない。

また、歴史的な水準の円高は、地域の製造業、観光業に大きな打撃を与えており、この状態を放置すると地域経済は悪化の一途をたどることになる。

今こそ国会及び政府は、日本経済全体の復興が被災地の復興につながるのとのお考えのもと、抜本的な円高・デフレ対策に取り組むべきと考える。

については、下記の事項について早急に実現を図るよう強く要望する。

記

1. 日本経済全体を底上げするための景気対策、防災対策のための必要な公共事業の推進などを含めた補正予算を早急に編成・執行すること。
2. 年末に向けた中小企業の万全な資金繰り対策の拡充など円高の痛みを直接受ける輸出産業への痛みを緩和する施策を打ち出すこと。
3. 外国人観光客の減少による観光業への支援策を打ち出すこと。
4. 地域の雇用維持・確保に活用できる臨時交付金の創設をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成23年9月14日

佐賀県嬉野市議会
議長 太田重喜

衆議院議長 横路孝弘様
参議院議員 西岡武夫様

内閣総理大臣 野田佳彦様
財務大臣 安住 淳様
経済産業大臣 枝野幸男様
国家戦略担当大臣 古川元久様
総務大臣 川端達夫様
内閣官房長官 藤村 修様

以上です。

○議長（太田重喜君）

これで提案理由の説明を終わります。

それでは、発議第7号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで発議第7号の質疑を終わります。

お諮りします。発議第7号は委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第7号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから発議第7号 円高・デフレを克服する経済対策を求める意見書について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

発議第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、発議第7号 円高・デフレを克服する経済対策を求める意見書については可決されました。

ただいま可決されました発議第7号の意見書につきましては、後日、関係大臣等へ送付いたします。

日程第4. 委員長報告を議題といたします。

総務企画常任委員会に付託しておりました請願の審査結果について委員長に報告を求めま

す。

まず、平成23年請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願書及び平成23年請願第3号 公共交通機関の存続に向け、JR九州に係る経営支援策の継続を求める請願書の審査結果について、一括して報告を求めます。

田中政司総務企画常任委員長。

○総務企画常任委員長（田中政司君）

それでは、本委員会に付託されました請願について報告をいたします。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定いたしましたので、会議規則第100条の規定により報告をいたします。

事件の番号 平成22年請願第2号、件名、地方財政の充実強化を求める意見書採択に関する請願。

審査の結果といたしましては、採択であります。

さきの理由といたしまして、現在の経済情勢を考慮すると、今後も地方税の充実強化や地方交付税の機能強化が必要であると認め採択といたしました。

意見書につきましては、本会議に提出予定であります。

事件番号 平成23年請願第3号、件名が公共交通機関の存続に向け、JR九州に係る経営支援策の継続を求める請願。

審査の結果といたしまして、採択といたしました。

さきの理由といたしまして、地域の鉄道の果たす役割や鉄道貨物輸送の重要性を考慮すると、願意妥当であると認め、採択といたしました。

意見書については、本会議に提出予定であります。

以上です。

○議長（太田重喜君）

ただいまの報告に対して質疑を行います。

最初に、平成23年請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書の採択に関する請願書について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで請願第2号について質疑を終わります。

次に、平成23年請願第3号 公共交通機関の存続に向け、JR九州に係る経営支援策の継続を求める請願書について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで、請願第3号についての質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

最初に、平成23年請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願書について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長報告は採択であります。本案は委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、平成23年請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願書を採決することに決定いたしました。

次に、平成23年請願第3号 公共交通機関の存続に向け、J R九州に係る経営支援策の継続を求める請願書について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は採択であります。本案は委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、平成23年請願第3号 公共交通機関の存続に向け、J R九州に係る経営支援策の継続を求める請願書を採択とすることに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時28分 休憩

午前10時29分 再開

○議長（太田重喜君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま田中政司総務企画常任委員長から発議第8号 地方財政の強化充実を求める意見書について及び発議第9号 公共輸送機関の存続に向け、J R九州等に係る経営支援策等に関する意見書についてが提出されました。

これらを追加議事日程第1号として日程に追加し、追加日程第1及び第2として議題とい

たしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第8号及び発議第9号を日程に追加し、日程追加第1及び第2として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1. 発議第8号 地方財政の充実・強化を求める意見書について及び発議第9号 公共輸送機関の存続に向け、JR九州等に係る経営支援等に関する意見書についてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。提出者、田中政司総務企画常任委員長。

○総務企画常任委員長（田中政司君）

それでは、

発議第8号

地方財政の充実強化を求める意見書について。

別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び嬉野市議会会議規則第13条第2項の規定により提出をする。

ものであります。

理由といたしまして、

地方財政の充実強化を国に対し求めるため。

ということでございます。

それでは、案を朗読いたします。

地方財政の充実強化を求める意見書（案）

東日本大震災によって、東北関東では多くの自治体が甚大な被害を受けた。今後は自治体を中心となった復興が求められる。また、全国の経済状況は依然として停滞しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など地域のセーフティーネットとしての地方自治体が果たす役割はますます重要となっている。

特に地域経済と雇用対策の活性化が求められる中で、介護・福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など雇用確保と結びつけ、これらの政策分野の充実・強化が求められている。

2011年度政府予算では、地方交付税について総額17兆5,000億円を確保しており、2012年度予算においても、震災対策費を確保しつつ、2011年度と同規模の地方財政計画・地方交付

税が求められる。

このため、2011年度の地方財政予算全体の安定確保に向けて、政府に下記のとおり対策を求める。

記

1. 被災自治体に対する復興については、国の責任において確保し、自治体の財政が悪化しないよう各種施策を十分に講ずること。
2. 医療、福祉分野の人材確保を初めとするセーフティーネット対策の充実、農林水産業の振興、環境対策など今後増大する財政需要を的確に取り入れ、2012年度地方財政計画、地方交付税総額を確保すること。
3. 地方財源の充実・強化を図るため、国・地方の税収配分が5：5を実現する税源移譲と格差是正のための地方交付税確保、地方消費税の充実、国の直轄事業負担金の見直しなど抜本的な対策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成23年9月14日

佐賀県嬉野市議会

議長 太田重喜

提出先といたしまして、内閣総理大臣野田佳彦初め、各関係大臣であります。

続いて、

発議第9号

環境輸送機関の存続へ向け、J R九州等に係る経営支援策に関する意見書について（案）

このことについて、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び嬉野市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

理由といたしまして、

公共輸送機関の存続のための支援を求めるため。

であります。

意見書（案）を読み上げます。

公共輸送機関の存続へ向け、J R九州などに係る経営支援策等に関する意見書（案）

昭和62年4月1日に国鉄が分割・民営化され、自立経営を確保し、公共輸送の使命と地域

を支える鉄道の再生を図るべく J R 7 社が誕生いたしました。

そして、J R 東日本、東海西日本の本州三社は、株式を上場して完全民営化を果たした。

しかし、多くの地方ローカル線を抱える J R 九州を初めとした J R 北海道、四国の J R 三島会社と国鉄時代の老朽資産を多く保有するなど、構造的問題を抱える J R 貨物については、積極的な営業施策や徹底した経営効率化など労使を挙げた努力を重ねてきたが、来年 4 月に J R 発足 25 年の節目を迎える今日もなお、自立経営を確保するめどが立っていない。

J R 三島会社は、営業赤字を前提に経営安定基金の運用益や税制特例などの支援策をもとに、黒字を確保する形で設立をされた。

少子・高齢化や地方の過疎化が進む中で、金利の急落で経営安定基金の運用益が半減しながらも、各社の努力で何とか経営を維持しているのが実態である。

こうした中、本年度末には、J R 三島・貨物会社の経営支援策の重要な柱である固定資産税などの減免措置の特例が期限切れを迎える。

東日本大震災の教訓から、地域鉄道が果たす役割や鉄道貨物輸送の重要性が再認識される中で、J R 三島・貨物会社の社会的な役割とまだまだ完成されていない国鉄改革の課題にかんがみれば、J R 発足 25 年を契機に、これらの税制特例措置を延長し、当該各社の経営自立に向けた安定的な運営と地域交通や鉄道貨物の確保に向けた道筋を明らかにすることが必要であると考えます。

J R は、地域住民の足として国民生活に欠くことのできない存在であるが、J R 三島・貨物会社に講じられている税制特例は平成 24 年 3 月末に期限切れを迎え、それ以降支援策が講じられなければ再び赤字線の廃止や運賃改定などによって利用者や地域住民に犠牲が押しつけられることになることは必至である。

よって、政府に対し、次年度の税制改正において、下記の事項について実施されるよう強く要請をする。

記

J R 三島・貨物会社に係る固定資産税、都市計画税を減免する特例措置、いわゆる承継特例、三島特例などを延長すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 9 月 14 日

佐賀県嬉野市議会

議長 太田重喜

提出先といたしまして、衆議院議長横路孝弘、参議院議長西岡武夫、内閣総理大臣野田佳彦ほか関係各大臣となっております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

これで提案理由の説明を終わります。

これから発議第8号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで発議第8号の質疑を終わります。

次に、発議第9号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで発議第9号の質疑を終わります。

お諮りします。発議第8号及び発議第9号につきましては委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第8号及び発議第9号につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから発議第8号について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

発議第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、発議第8号 地方財政の充実・強化を求める意見書については可決されました。

ただいま可決されました発議第8号の意見書につきましては、後日、関係大臣等へ送付いたします。

次に、発議第9号について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

発議第9号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、発議第9号 公共輸送機関の存続に向け、J R九州等に係る経営支援策に関する意見書については可決されました。

ただいま可決されました発議第9号の意見書につきましては、後日、関係大臣等へ送付いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

午前10時40分 散会